

秋田市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市規則第10号

秋田市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市行政手続条例施行規則（平成 8 年秋田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則を第 1 条とし、同条に見出しとして「（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

（不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の公示の方法）

第 2 条 秋田市行政手続条例（以下「条例」という。）第 14 条第 4 項（条例第 21 条第 3 項および第 28 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する別に定める方法は、市長その他の行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第 14 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市長その他の行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、かつ、正常に通信することができる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市長その他の行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装

置をいう。)を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。